

こども医療費助成事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、こどもの疾病を早期に発見し、早期に適切な治療を受けさせ、もって疾病の慢性化の予防を促進し、併せて保護者の経済的負担の軽減を図るため、こども医療費助成事業を実施する市町（静岡市及び浜松市を除く。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) こども

出生の日から、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。

(2) 乳幼児

「こども」のうち、小学校就学の始期に達するまでの者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定により就学義務の猶予又は免除を受けている者は除く。）

(3) 幼児

「乳幼児」のうち、1歳以上の者（1歳に達する日の属する月の月末までの間にある者を除く。）

(4) 医療保険各法

次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(5) 医療費

健康保険法第76条第2項又は第88条第4項の規定に基づき、厚生労働大臣が定めた算定方法によりそれぞれ算定し合算した額をいう。

(6) 保険給付

医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、保険外併用療養費、特別療養費、家族療養費、訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び高額療養費をいう。

(7) 徴収額等

母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4の規定により徴収する額、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第2項の規定による自己負担額、同法第24条の20の規定による自己負担額、同法第56条第2項の規定により徴収する額（同法第50条第5号に掲げる費用に係るものに限る。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定による自己負担額、精神保健及び精神障

患者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第31条の規定により徴収する額、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第2項の規定による自己負担額、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条第2項及び第37条の2の規定により負担させることとする額及び肝炎治療特別促進事業実施要綱（平成20年3月31日厚生労働省健発0331001号健康局長通知）6(2)イの自己負担額をいう。

(8) 財政力指数

地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該事業年度の前々年度及びその直前の2か年度に係るものを合算したものの3分の1の数値をいう。

第3 補助の対象及び補助率

別表のとおりとする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 歳入歳出予算書の抄本

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更（事業量の20パーセント以内の変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（事業量の額の20パーセント以内の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第3号）

イ 変更事業計画書（様式第2号）

ウ 歳入歳出予算書又は見込書の抄本

第7 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第4号）
- イ 事業実績書（様式第2号）
- ウ 歳入歳出決算書又は見込書の抄本

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第5号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和48年度分の補助金から適用する。
- 2 平成31年10月1日診療分から平成34年度分までの補助金については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第1	市町（静岡市及び浜松市を除く。以下同じ。）	市町
第2の(1)	出生の日から	出生の日（静岡市及び浜松市にあっては、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日）から
別表補助の対象	市町がこどもの入院及び通院に係る医療費を助成する事業に要する経費	市町がこどもの入院及び通院に係る医療費を助成する事業に要する経費（静岡市及び浜松市にあっては、平成35年3月31日支払分までに限る。）
	市町がこどもの医療に係る徴収額等を助成する事業に要する経費	市町がこどもの医療に係る徴収額等を助成する事業に要する経費（静岡市及び浜松市にあっては、平成35年3月31日支払分までに限る。）
別表補助率	2分の1以内	2分の1（静岡市及び浜松市の入院に係るものにあつては6分の1、通院に係るものにあつては8分の1）以内
	乳幼児を除くこどもの入院に係るものにあつては財政力指数が県以上の市町	乳幼児を除くこどもの入院に係るものにあつては財政力指数が県以上の市町（静岡市及び浜松市を除く。）
	乳幼児を除くこどもの通院に係るものにあつては財政力指数が県以上の市町	乳幼児を除くこどもの通院に係るものにあつては財政力指数が県以上の市町（静岡市及び浜松市を除く。）
様式第2号(注)	(H2：財政力指数が県未満の市町は $H2 = G2 \times 1 / 2$ 、財政力指数が県以上の市町は $H2 = G2 \times 1 / 3$)	(H2：財政力指数が県未満の市町は $H2 = G2 \times 1 / 2$ 、財政力指数が県以上の市町は $H2 = G2 \times 1 / 3$ 、静岡市及び浜松市は $H2 = G2 \times 1 / 6$)
	(H5：財政力指数が県未満の市町は $H5 = G5 \times 1 / 3$ 、財政力指数が県以上の市町は $H5 = G5 \times 1 / 4$)	(H5：財政力指数が県未満の市町は $H5 = G5 \times 1 / 3$ 、財政力指数が県以上の市町は $H5 = G5 \times 1 / 4$ 、静岡市及び浜松市は $H5 = G5 \times 1 / 8$)

附 則

この改正は、昭和52年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、昭和53年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、昭和57年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、昭和59年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成6年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成7年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成8年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成9年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成10年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成13年度分の補助金から適用する。

ただし、別表については平成13年10月1日診療分から適用する。

附 則

この改正は、平成16年12月1日診療分から適用する。

附 則

この改正は、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成22年10月1日診療分から適用する。

附 則

この改正は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成24年度分の補助金から適用する。ただし、別表の改正（静岡市に係る部分を除く。）は、平成24年10月1日診療分から適用する。

附 則

この改正は、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成26年度分の補助金から適用する。

なお、平成26年4月1日以降の平成25年度分の補助金に係る書類の提出先は、健康福祉部こども未来局こども家庭課母子班とする。

附 則

この改正は、平成27年1月1日診療分から適用する。

附 則

この改正は、平成30年10月1日診療分から適用する。

附 則

この改正は、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和3年度分の補助金から適用する。

別表

補助の対象	補助基準額		補助率
	算定基準額	自己負担金	
<p>1 市町がこどもの入院及び通院に係る医療費を助成する事業に要する経費</p> <p>2 市町がこどもの医療に係る徴収額等を助成する事業に要する経費</p>	<p>1 医療費から保険給付の額を控除した額</p> <p>2 徴収額等</p> <p>3 事務手数料として別に通知した1件当たりの額に件数を乗じて得た額</p>	<p>1 1人の入院1日につき500円</p> <p>2 1人の通院1回につき500円（医療費から保険給付の額を控除した額が500円に満たない場合はその額）</p> <p>ただし、1月につき最初の4回までの通院に係る自己負担金の合計額を限度とする。</p>	<p>算定基準額の欄に掲げる額から自己負担金の欄の額を控除して得た補助基準額（徴収額等及び事務手数料にあっては算定基準額）と補助の対象の欄に掲げる経費の額とを比較していずれか少ない額の2分の1以内</p> <p>ただし、幼児の通院に係るものにあつては3分の1以内とし、乳幼児を除くこどもの入院に係るものにあつては財政力指数が県以上の市町は3分の1以内とし、乳幼児を除くこどもの通院に係るものにあつては財政力指数が県以上の市町は4分の1、財政力指数が県未満の市町は3分の1以内とする。</p> <p>なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>